

2019年5月20日

(一般社団法人) 日本障がい者乗馬協会

パラ馬術強化本部



## 2019年度 競技馬・海外競技活動強化等支援事業（選考基準等）

2020年東京パラリンピック競技大会での日本代表選手の活躍を目指し、競技馬のレベル向上又は海外競技活動の強化を目的として、JRA 特別振興資金事業による活動支援を実施する。

【選考対象期間：2019年1月1日～11月30日】

### 1. 支援内容

- (1) 競技馬のレベル向上又は選手の海外での競技活動の強化を目的とした支援を実施する。
- (2) 2019年1月1日～11月30日を選考対象期間とし、最大7名までの支援対象選手を選出する。
- (3) 支援対象選手1名につき400万円（振込手数料等を含む。）を支援金の上限とする。
- (4) 本事業の支援は、2020年東京パラリンピック競技大会を目指すものであり、支援金に伴う諸活動の対象期間は、交付を受けた時から2020年9月までとする。

### 2. 支援対象選手の選考方法

- (1) FEI クラシフィケーションがコンファーム及びレビューの選手を対象とする。
- (2) 選考対象期間に開催される CPEDI3\*及び当協会主催試合の結果を対象とし、同一試合でのチームテスト及びインディビジュアルテストで最終得点率が62%以上獲得した選手をその順位に基づいて、支援対象選手とする。
- (3) 2019年6月9日までにパラ馬術強化本部で1回目の選考を行い、以降は支援対象選手7名に達するまで先着順で選考を実施し、上限数に達した時点で選考を終了する。この場合において、最後の選考対象選手の該当者が複数生じた場合は、チームテスト及びインディビジュアルテストの最終得点率の合計が高い者を選考する。
- (4) パラ馬術強化本部にて支援対象選手として選考した後は、速やかに事項に定める面接を実施し、その内容をもって、支援決定を行うこととする。

### 3. 選考後の流れ

- (1) パラ馬術強化本部にて選考後、選手本人及び所属団体代表者（又はコーチ等。以下同じ）にその旨を通知する。
- (2) 選手本人及び所属団体代表者は、パラ馬術強化本部と面談をし、支援金の使用用途、活動計画等を協議し、本事業の目的に合致することを確認する。
- (3) この面談内容の履行を条件として、交付決定をパラ馬術強化本部長が行い、その内容、条件、交付時期等を選手本人及び所属団体代表者に書類で通知する。

- (4) 選手本人及び所属団体代表者は、交付決定の通知に対して、これを了承するときは、パラ馬術強化本部が定める誓約書を提出しなければならない。
- (5) 支援金の交付は、一括交付を基本とし、2019年12月末までにこれを終了する。
- (6) 選手本人及び所属団体代表者は、支援金を適正に使用したことを証明する責務を負うものとする。この場合において、パラ馬術強化本部の求めに応じて、活動報告書、各種証明書類（契約書、領収書等。コピー可）を提出しなければならない。
- (7) 選手本人及び所属団体代表者は、支援金の使用内容等が本事業の目的に合致しない場合、他からの支援と重複して交付を受けている場合、指定する強化・育成選手として不適切な言動等があるとパラ馬術強化本部が判断した場合等であって、パラ馬術強化本部が支援金の全額又はその一部を返還するように求めたときは、速やかにこれに従わなければならない。

以上